

# 厚生労働省

## 業務ガイド 2014

Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、暮らし、みらいのために



〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
中央合同庁舎第5号館  
TEL.03-5253-1111(代表)  
<http://www.mhlw.go.jp/>

# 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 業務ガイド 2014

ひと、暮らし、みらいのために



# ひと、くらし、みらいのために

## Contents

|                     |    |
|---------------------|----|
| プロフィール              | 1  |
| 部局紹介                | 7  |
| 厚生労働行政 平成25年度を振り返って | 35 |
| 組織図                 | 37 |

## 日本を支える大きな力

厚生労働省の使命は、人々が安心して充実した暮らしを送ることができるようにすることです。  
そのために、医療、介護、年金、労働、子育て、生活保護などの、一人ひとりの生活に密接にかかわる分野の制度を所管しています。  
毎日の暮らしで起こり得る様々なリスクから国民を守る制度をしっかりと運営していくこと。  
一生涯、安心できる社会保障の充実や労働環境の整備に取り組むこと。  
すべての人々が明るくいきいきと働くこと。  
これらを実現するために、厚生労働省は将来を見据えた施策を、進めています。



# すべてのライフステージを、厚生労働省と共に

新しい命が生まれ、成長し、そして次の命を生み出す

厚生労働省は、すべてのライフステージで、皆さんの暮らしをサポートしています。  
赤ちゃんから老後の生活まで、日本国民全員が安心して一生を送ることができる  
社会を作ることが、厚生労働省の使命です。

## 子供

雇用均等・児童家庭局 ➡ p19

- ・多様な保育サービスの提供
- ・児童手当の支給
- ・児童虐待の防止
- ・放課後児童クラブ

## 赤ちゃん

雇用均等・児童家庭局 ➡ p19

- ・母子健康医療（未熟児医療など）
- ・乳幼児健診
- ・不妊治療対策

健康局 ➡ p9

- ・予防接種

## 学生

職業安定局 ➡ p15

- ・若年者雇用対策

年金局 ➡ p27

- ・国民年金への加入

## 社会人

労働基準局 ➡ p13

- ・適正な労働条件の確保
- ・安全で健康に働くための職場づくり
- ・労働災害の補償
- ・仕事と生活の調和

職業安定局、  
職業能力開発局 ➡ p15

- ・失業者に対する再就職支援

職業能力開発局 ➡ p17

- ・キャリアアップへの支援

雇用均等・児童家庭局 ➡ p19

- ・男女雇用機会の均等確保

## 結婚・出産

雇用均等・児童家庭局 ➡ p19

- ・産前・産後の休暇、育児休業
- ・家庭と仕事の両立支援
- ・妊産婦検診、母子手帳の交付

## 定年

職業安定局 ➡ p15

- ・再就職の援助・促進
- ・知識、経験を活用した65歳までの雇用確保
- ・多様な就業・社会参加の促進

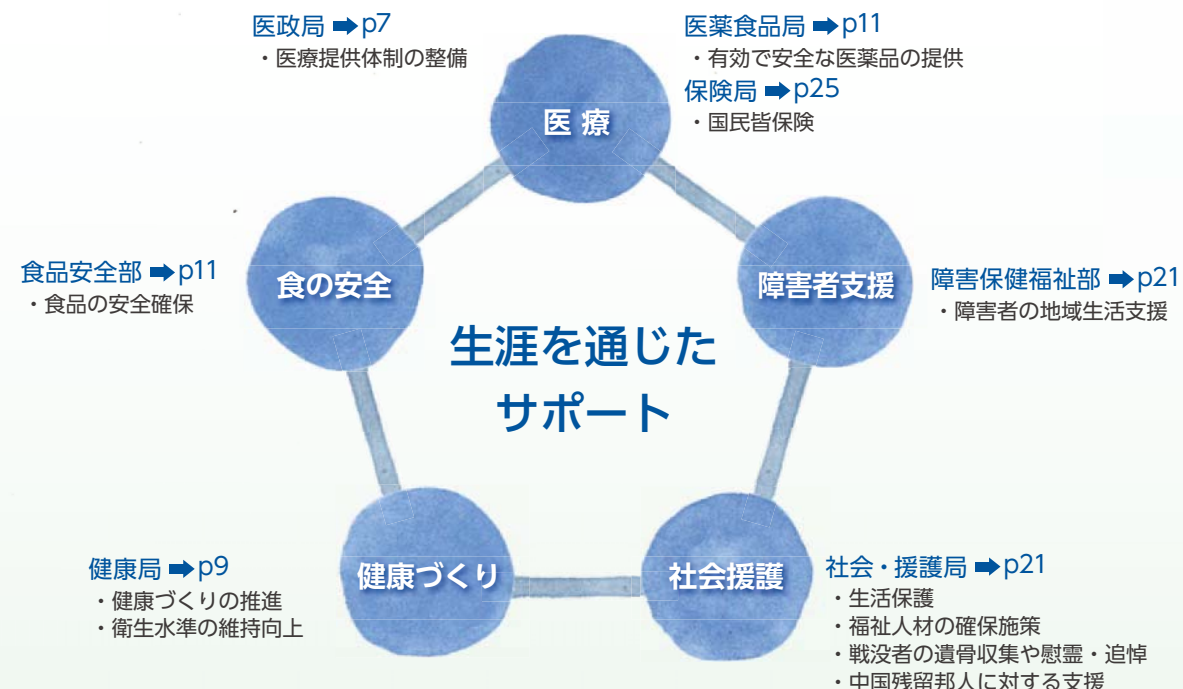
## 老後

年金局 ➡ p27

- ・老齢年金の支給

老健局 ➡ p23

- ・介護保険制度による介護サービスの提供



# 厚生労働省の 部局紹介

少子高齢化やグローバル化の中で、厚生労働省の役割は飛躍的に大きくなっています。厚生労働省が所掌する医療、介護、年金、雇用・労働、子育て支援、医薬品、障害者支援、健康づくりなどの行政は、それぞれが関連し合っており、日々起きる問題や、30年後、50年後に起きる問題を見据えて実行されています。ここでは、部局ごとに紹介ページを設け、各部局の現在の施策の動き、将来を見据えたミッション、乗り越えるべき課題などを分かりやすくお伝えします。

医療が必要なすべての人のために

医政局 P7

誰もが健康に生活するために

健康局 P9

医薬品と食品の安全を守る

医薬食品局 P11

労働者の味方として、労働者の生活、安全、健康を守る

労働基準局 P13

職と人を結び、安心をつくる

職業安定局 P15

個人の能力開発を通じて、社会の発展を実現

職業能力開発局 P17

子どもを産み育てやすい社会の実現

雇用均等・児童家庭局 P19

福祉の「基盤」と「原点」

社会・援護局 P21

長寿社会で自分らしい暮らしを続けるために

老健局 P23

国民皆保険を守る

保険局 P25

世代を越えた支え合い

年金局 P27

## 政策統括官

将来の世代に制度をしっかりと引き渡していく

社会保障担当 P29

総合的かつ戦略的な労働政策の策定

労働担当 P30

厚生労働省の舵取り役

## 大臣官房

総務課 P31

会計課 P31

地方課 P32

国際課 P33

厚生科学課 P34

統計情報部 P34

P31

# 医政局

医療が必要なすべての人のために

医政局では、国民の誰もが、できる限り住み慣れた地域で質の高い医療サービスが受けられるような、安心・信頼できる医療提供体制の構築に向けて取り組んでいます。

## Mission

我が国では、国民皆保険制度と、どこでも医療機関でも受診が可能な「フリーアクセス」を基礎とした、世界に誇るべき医療提供体制を築き上げてきました。

一方で、少子高齢化が進展する中、各地域での医療・介護サービス提供体制の一体的な確保、患者の状態にあった入院医療の提供、医師等の地域偏在、超高齢社会をみすえた看護職員等の確保、地域における産科や小児科、救急医療の確保、災害医療の確保など、解決すべき課題は多くあります。また、再生医療の実用化への支援や、我が国の臨床研究への信頼性の回復も急務の課題です。

医政局では、これらの課題に全力で取り組む一方、我が国での経験を諸外国でも活かしていただくべく医療の国際展開の取組も進めています。

### 政策紹介

## 1

### 医療提供体制の改革

日本の医療制度はそれぞれの時代に応じて、不断の改革を続けてきました。こうした努力もあり、日本の医療は世界的に非常に高い評価を受けています。例えば、乳幼児死亡率はG7の中で最も低く、平均寿命や健康寿命は世界的に見て極めて長いです。また、高齢化が進む中であっても、対GDP比で見た総医療費はOECDの中では比較的低く、効率的な医療を提供しているといえます。

今後、日本は超高齢社会を迎えます。2025年には団塊の世代が75歳以上となり、2040年には4人に1人が75歳以上となります。こうした社会の到来を前に、すべての国民が地域において、適切な医療・介護を受け、安心して生活を送ることができる体制をつくっておくことは急務の課題です。

このため、医政局では、次のような課題に取り組んでいます。

- ①医療・介護一体となったサービス提供体制の充実：厚生労働省では、医療は医政局、介護は老健局が担当していますが、地域では救急医療のような急性期から、リハビリ、在宅医療・介護に至るまでの一連のサービスが確保されていることが必要です。両局が一体となり、そのための取組を行っています。
- ②入院医療の機能分化：病気になったとき、状態に合った入院医療を受けられるためには、ひとつの病院であらゆる機能を担うのではなく、各医療機関の担う役割を地域で連携させていくことが必要です。それを推進する仕組み作りを行っています。
- ③医療従事者の確保、勤務環境改善：現在の医療はひとりひとりの医療従事者の現場での努力によって支えられています。医師や看護職員等の医療を担う人材の確保や医療機関における勤務環境改善等の取組を進めています。

このほか、医療事故の再発防止のための調査のための体制の整備や産科・小児科医の確保、災害医療の体制の充実なども進めています。



## Keyword 我が国の経験や知見を活かした医療分野での国際貢献

日本には、質の高い医薬品や医療機器だけでなく、国民皆保険を実現した公的医療保険制度等、世界に誇るべきものが沢山あり、世界の医療水準向上に役立ててすることができます。

日本の優れた医療を世界に広げるため、厚生労働省は、平成25年より医療の国際展開への本格的な取組を始めました。例えば、ASEAN、インド、といった新興国を訪問し、各国保健省との協力関係を築いています。具体的には、各国での人材交流の促進や医療制度の構築支援、日本製品のトップセールス等を進めています。

相手国の皆様に喜んでいただけるような医療の国際展開を進めることで、ひいては国際社会において我が国が尊敬・信頼を得ることにもつながると考えています。



平成25年11月16日(土)、カンボジア・プノンペンにおいて、安倍総理大臣とフンセン・カンボジア首相の立ち会いのもと、「日本国厚生労働省とカンボジア王国保健省との医療分野に関する覚書」を署名

### 政策紹介

## 2

### 再生医療の実用化と安全性の確保を目指して

京都大学の山中伸弥教授のノーベル賞受賞により大きな注目が集まった「iPS細胞」ですが、昨年には、世界初のiPS細胞を用いた臨床研究が、ここ日本で開始されました。

世界中の注目を集める再生医療の技術は、日々進歩しています。再生医療の実用化に向けては、今後研究開発が進むように再生医療の安心安全を確保するための制度面の体制整備が不可欠です。

平成25年11月に成立した、実用化と安全性の確保に向けた、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」等の仕組みに基づいて、今後、多くの革新的な再生医療技術が現場に登場することが期待されます。

### 政策紹介

## 3

### ジェネリック医薬品の使用環境整備

新薬の特許が切れた後に販売される後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、同じ効果でありながら低価格なため、その普及は患者負担の軽減だけでなく、医療費全体の増の抑制、保険料や将来世代の負担軽減にもつながります。そのため、厚生労働省では、品質や安定供給体制の確保、普及啓発など、安心して後発医薬品を使用できる環境整備を進めています。



### 平成25年度を振り返って

平成25年11月16日

「日本国厚生労働省とカンボジア王国保健省との医療分野に関する覚書」の締結

平成25年11月20日

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(再生医療法)の成立

平成26年2月12日

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(医療介護確保総合推進法案)の国会提出

# 健康局

誰もが健康に生活するために

健康局では、健康づくりの支援、様々な病気の予防や治療、生活衛生の向上、安全な水道水の供給などを通じて、すべての国民の健康で快適な生活の実現に取り組んでいます。



## Mission

日本は、戦後、高い教育・経済水準、保健・医療水準に支えられ、健康寿命が世界最高水準を達成し、衛生環境も他国と比較して高い水準を維持しています。しかしながら、私たちの「健康」を取り巻く状況は、依然として様々な課題を抱えています。新型インフルエンザ等は、近年でも日本だけでなく世界各国の人々に脅威を与えています。多くの患者さんが、がんや難病等により、今なお長期にわたる療養生活に苦しんでいます。感染症やがん等は誰もが罹患する可能性があり、私たちの「健康」は、何気ない日々の暮らしの中で失われるリスクがあります。すべての国民が「健康」で幸せに暮らせる社会を実現するため、これらのリスクに対して、医療機関や民間団体等と一体となり様々な予防策や支援策を講じることが求められています。

### 政策紹介

1

#### 脅威を与え続ける感染症への対応

2009年、新型インフルエンザA (H1N1) が世界規模の大流行（パンデミック）となり、国内でも死者が出ました。

近年では、重症熱血血小板減少症候群（SFTS）の症例が国内で初めて確認されたほか、中国では鳥インフルエンザA (H7N9) の人への感染が確認される等、感染症は依然として世界各地で脅威を与えています。感染症を取り巻く状況は常に変化し続けます。そのため、厚生労働省をはじめとした行政は、迅速に適切な対応策を講じるため、平時からその準備に尽力しています。

新型インフルエンザや新感染症については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行、政府行動計画やガイドラインの策定、治療薬の備蓄、ワクチンの生産体制の整備や国際連携に基づく情報収集などの危機管理に取り組んでいます。他の感染症についても、対策の整備、国内外における発生動向の把握やポスター等による国民への情報提供を行っています。

### 政策紹介

2

#### 健康長寿大国として、世界に誇れる日本を目指して

日本の「平均寿命」は世界最高水準となりました。

しかし、平均寿命の伸びに合わせ、疾病全体に占めるがんや循環器病などの「生活習慣病」の割合が増加し、約6割の方が「生活習慣病」が原因で亡くなっているのが現状です。

日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を、平均寿命の伸び以上に伸ばし、より長く健やかで心豊かに生活できる社会を実現することが重要です。

## Keyword ワクチン・ギャップの解消に向けて

予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、国民の生命と健康を守る重要な手段です。しかしながら、副反応の問題などを背景に予防接種行政に対して慎重な対応が求められてきた経緯から、WHOが推奨しているワクチンが予防接種法の対象となっておらず、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない等の、いわゆるワクチン・ギャップの状態が生じています。

これに対応するため、平成25年度にヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんの3ワクチンを新たに定期接種化しました。平成26年度は、さらに水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンについて定期接種化するため、必要な準備を進めています。



ワクチンの製造過程

このため、厚生労働省では、「運動」「食生活」「禁煙」という3つの具体的なアクションを掲げ、企業・団体・自治体等の健康づくりに関する取組を支援するための「スマート・ライフ・プロジェクト」を実施しています（賛同企業・団体数は、平成26年3月現在で1,723団体）。また、健康づくりに関する優れた取組を行う企業などを表彰する「健康寿命をのばそう！アワード」を創設し、優れた取組の普及・啓発に取り組んでいます。1人でも多くの方が、より長く、健やかで心豊かに生活できる「健康長寿大国」を目指し、重点的に取り組んでいます。

### 政策紹介

3

#### 難病にかかっても希望を持って生活するために

医療技術の進歩にもかかわらず、今の技術でも治療の難しい病気が依然として存在し、多くの患者さんが苦しんでいます。難病は、その確率は低いものの、誰にでも発症する可能性があり、根治が難しく、患者さんは長期にわたって病気と付き合っていかなければなりません。

そのため、患者や家族だけでなく社会全体で支援していくことが重要です。厚生労働省では、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられるよう、医療や研究開発の推進を図るとともに、福祉や雇用等との連携をとり、総合的な対策を推進しています。これらの施策を通じて、病気にかかっても希望を持って暮らせる社会の実現を目指しています。



「健康寿命をのばそう！アワード」の様子

#### 平成25年度を振り返って

平成25年8月6日  
広島平和記念式典

平成25年8月9日  
長崎原爆犠牲者慰霊平和記念式典

平成25年11月11日  
第2回健康寿命を伸ばそう！アワード ～受賞企業・団体・自治体が決定しました～

平成25年12月13日  
厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、難病患者に対して官民が協力して取り組むべき改革の内容をまとめた「難病対策の改革に向けた取組について（報告書）」をとりまとめ



## Mission

医薬食品局では、我が国で製造、販売される医薬品・医療機器等について、国民が日々安心して利用できるよう、承認審査や安全対策等を通じて、その品質、有効性及び安全性を確保しています。これにより、質の高い医療の提供を通じた「健康寿命」の延伸の実現に貢献しています。

また、知識集約型、高付加価値型の産業である医薬品・医療機器産業や日本が最先端を行く再生医療の発展は、成長戦略の重要な柱の一つであり、審査体制の強化等により革新的な医薬品・医療機器や再生医療の実用化を推進しています。

近年、グローバル化の進展により私たちが口にする食品の種類が飛躍的に増加するとともに、健康意識の高まりなどを背景にして、食の安全についての関心もますます高まっています。食品安全部は、食品の規格基準の策定や、それに基づく監視指導体制の構築などにより、国民が日々安心して食品を口にできるよう努めています。

### 政策紹介

1

## 有効で安全な医療機器・再生医療等製品の実用化

医薬食品局では、有効で安全な医薬品・医療機器を、これを必要としている患者の方や医療現場に一日でも早く届けられるようにするべく、承認審査の迅速化・質の向上に取り組んでいます。また、欧米では使用が認められている医薬品・医療機器が、国内では承認されていないため使用できない状況、いわゆる「ドラッグ・ラグ」「デバイス・ラグ」の短縮にこれまで努めてきており、大幅に改善してきました。

さらに、昨年の臨時国会では、安全対策を強化するための添付文書の届出義務の創設、医療機器の民間の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の安全で迅速な実用化のための条件・期限付承認制度の創設等を含めた薬事法改正法案が成立しました。これにより、世界に先駆けて、革新的な医薬品・医療機器や再生医療の実用化の推進に取り組んでいきます。

### 政策紹介

2

## 「脱法ドラッグ」対策



脱法ドラッグ対策ポスター

合法ハーブ等と称して販売される薬物(いわゆる脱法ドラッグ)については、若者を中心とした乱用やその使用が原因と思われる事故等も多く発生しているため、昨年以下、脱法ドラッグに含まれる成分を指定薬物として規制する等の対策を大幅に強化しました。

具体的には、昨年3月より化学構造が類似した特定の物質群をまとめて指定薬物に指定する方法(包括指定)を導入し、類似の物質を広範に取締りができるようにしま

### Keyword

## 一般用医薬品のインターネット販売

昨年12月に、消費者の安全性を確保した適切なルールの下での一般用医薬品のインターネット販売の仕組みを整備する改正薬事法が成立し、今年6月12日から施行されます。国民が必要な医薬品を安全に購入できる選択肢を増やすことにもつながり、利便性の向上が期待されます。

併せて、消費者の安全性を確保するためには、購入者の状態に応じた薬剤師による適切な情報提供、濫用のおそれがある医薬品の販売個数の制限など、ルールの遵守が求められます。このため、薬事監視体制を強化し、偽販売サイトや違法な医薬品の取締りを徹底することで、国民が安心して医薬品を購入、使用できる環境を整備していきます。

した。また、昨年10月より麻薬取締官と麻薬取締員が麻薬だけでなく指定薬物の取締もできるようになり、監視指導体制が強化されました。

さらに、これまで指定薬物の製造・販売は法律で禁止していましたが、昨年12月に薬事法が改正され、指定薬物の所持や購入等をする場合も罰則の対象となりました。(平成26年4月施行)

### 政策紹介

3

## 食品の安全確保のための監視指導

近年の食中毒は、大量生産や物流の発展などで被害が大規模化・広域化しており、平成25年度もノロウイルスによる食中毒が給食施設や弁当・仕出し屋等、大量に調理を行う施設で発生しました。厚生労働省では、こうした状況に対応するため、地方公共団体と連携して、予防のための指導や普及啓発、被害拡大防止に取り組んでいます。



検査所の取組

また、食品事業者が行う衛生管理の基準として、国際的な標準になっているHACCP(食品の製造工程において安全性を確保する上で重要となる危険を自ら分析し、評価及び管理を行う方法。最終製品の検査のみによる安全の確保と異なる考え方)による基準を設定し、説明会や研修会等により普及を図っていくこととしています。

### 平成25年度を振り返って

平成25年11月20日

革新的な医薬品や医療機器、再生医療等製品などを安全かつ迅速に国民に提供するために必要な規制の見直しを行う「薬事法等の一部を改正する法律」の成立

平成25年12月5日

一般用医薬品のインターネット販売を消費者の安全を確保するための適切なルールの整備等を行う「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」の成立



ノロウイルス対策ポスター

加えて、食品の約6割を占める輸入食品の安全性確保のため、検疫所での輸入時の監視体制を強化するとともに、輸出国に衛生規制の遵守を要請しています。

### 政策紹介

4

## 食品や添加物の規格基準の策定

食品や添加物は、食品中の残留農薬などの規格や製造方法などの基準が定められており、これらの規格基準に適合しない場合、輸入・製造・販売などを認めない仕組みとなっています。これらの規格基準は、食品安全委員会の科学的な評価を踏まえ、厚生労働大臣が定めています。

最近の例では、食品中の放射性物質について、原発事故後速やかに暫定規制値を設定し、平成24年4月には、より一層食品の安全・安心を確保するため、現行の基準値を設定しています。また、平成23年4月に焼肉店で発生した食中毒事件を受けて、生食によるリスクを考慮し生食用牛肉の規格基準を定め、牛肝臓を生食用として提供することを禁止しました。加えて、食肉ごとに生食によるリスクに応じた対策の在り方について検討を進めています。



食品検査の様子

# 労働基準局

(安全衛生部、労災補償部)

労働者の味方として、労働者の生活、安全、健康を守る

労働基準局は、労働者の生活、安全、健康を守り、安心して働ける労働環境の実現を使命としています。巷では「ブラック企業」が話題になっていますが、法令を守らない企業等に対して、法令の遵守を指導しています。



## Mission

「ブラック企業」という言葉がマスコミでも取り上げられるようになりました。人が生活していくためには、働いて賃金を稼がなくてはなりません。だからこそ、長時間働いても生活していくだけの賃金が払われない、あるいは、働くことで心身の健康を損なうなどということはあってはならないことです。

そのため、労働基準法では、労働者が人たるに値する生活を営むための最低限の労働基準を定め、これを下回る労働条件を禁止しています。

労働基準行政は、労働者の味方として、労働基準法等に定められた、賃金、労働時間、安全衛生などに関する労働条件を企業等に遵守してもらうことをその使命としています。

全国の労働基準監督署において、労働基準監督官が企業等への監督を実施しており、これらを通じて、労働者の生活、安全、健康を守っています。

### 政策紹介 1

#### 労働基準監督官による最低労働条件の確保

給料の不払いや長時間残業で悩んだことはありませんか。そんなとき、皆さんが相談できるのが「労働基準監督署」です。全国の労働基準監督署には、毎日、多くの労働者やその家族の方々から、長時間残業、賃金不払、解雇などについての相談が寄せられています。

我が国では、労働基準法等の法令で、労働時間や賃金、職場での安全衛生などの労働条件の最低基準が定められていますが、こうした法令を企業に遵守させる役割を担っているのが「労働基準監督官」です。ドラマ「ダンダリン」でご存じの方も多いかもかもしれません。

監督官は全国325ヶ所にある労働基準監督署に配置され、事業場を臨検・監督し、法令違反に対しては速やかな改善を指導します。また、重大又は悪質な事案については、特別刑事事件として捜査し、検察庁に送検するなどの厳正な対応を行っています。

これらの取組により、法律に定められた労働条件が守られ、労働者が安心して暮らせる社会を維持しています。



労働基準監督署における相談

## Keyword ブラック企業

「ブラック企業」とはどんな企業でしょう。厳密な定義はありませんが、一般的には、労働者を長時間労働させる企業やパワーハラスメントなどで労働者を精神的に追い込む企業などがマスコミ等で「ブラック企業」と言われています。

少子高齢化が進む中で、若者は社会を支える貴重な戦力となっています。若者の「使い捨て」が疑われる企業等は、その貴重な戦力を使い捨て、社会全体に負担を押しつけています。

このため、厚生労働省は、平成25年9月を「過重労働重点監督月間」として、5,000以上の事業場に調査を行い、4,000以上の事業場に法違反の是正を指導しました。

人々が安心して働ける環境は、社会の根幹となるインフラです。我々は、そのような社会の土台を守るため、全力で取り組んでいきます。



過重労働重点監督月間における全国一斉無料電話相談の周知ポスター

### 政策紹介 2

#### 労働災害の防止と適切な補償の実施

働いている時に、仕事が原因で怪我をしたり、病気になることは、とても痛ましいことです。しかしながら、実際は、依然として年間約1,000人の方が労働災害により亡くなり、また、年間10万人を超える方が、仕事を原因とする怪我や病気です仕事を休んでいます。

最近では、東京電力福島第一原発の事故への対応として、原発での作業や除染作業等に従事する方に対する安全や健康の確保が課題となりました。また、化学物質を使用していた印刷会社での胆管がんの多発を踏まえ、化学物質管理のあり方が改めて課題となっています。

労働安全衛生法等の法令においては、事業者が労働者の安全と健康を確保するために守るべき措置を定めています。時代の変化に対応して、常に内容の見直しを行っています。

また、不幸にも労働災害に遭われた方やその遺族の方に対しては、労災保険から、療養にかかる費用や生活に必要な費用等を給付しています。



労災保険周知ポスター

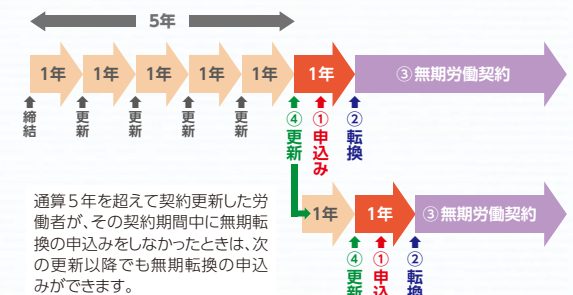
### 政策紹介 3

#### 労働契約法と有期労働契約の無期転換

解雇や労働条件の切下げは、労働者の方々の生活に大きな影響をもたらします。そのような労使間のトラブルを未然に防止するため、労働契約法においては、労働契約に関する基本的なルールを定めています。

また、契約期間の定めのある労働者は、契約が反復更新される中でも、常に雇止め（雇用停止）の不安を感じています。こうした課題に対応するため、労働契約法の改正により、一定の場合には、有期労働契約を無期労働契約に転換させる新しいルール（無期転換ルール）を定めました。

#### いつ無期転換の申込みができるか（無期転換の仕組み）



無期労働契約への転換について

平成25年度を振り返って  
平成25年9月1日～9月30日 過重労働重点監督月間

# 職業安定局

(派遣・有期労働対策部、雇用開発部)

職と人を結び、安心をつくる

職業安定局では、仕事を通じて豊かな生活ができるように、全国的なセーフティネットとしての職業紹介、失業時の所得保障を行う雇用保険制度の運営、障害者の雇入れ指導などの雇用対策に取り組んでいます。

## Mission

人口減少が進む中で、社会の活力を維持するため、労働力人口の減少を抑制して、希望する方がいきいきと働ける社会を実現することが求められています。具体的には、若者、女性、高齢者、障害者などの就業を実現していくことが課題です。また、雇用の量だけでなく質の向上も個人・経済社会にとって重要です。グローバル化などの経済環境の変化により、例えば、非正規雇用労働者の割合が若者でも増加しており、キャリアアップや正規雇用労働者の処遇とのバランスの在り方も課題になっています。

さらに、雇用情勢は、景気の変動に伴い悪化したり改善したりしますが、景気悪化した場合だけでなく、景気が良い場合でも、成長産業での人手不足などの課題に対応するなど、機動的な対応が求められています。

### 政策紹介 1

#### ハローワークによる雇用のセーフティネット構築

現在、雇用のセーフティネットとして全国544ヶ所に設置した公共職業安定所(ハローワーク)においては、“働くことを希望する求職者”と“働き手を探す求人者”とを結びつける職業紹介業務をはじめとして、国民ひとり一人の就職を実現するための支援に取り組んでいます。

平成24年度に新たにハローワークを利用した求職者は約650万人であり、ハローワークの支援を通じて約200万人の就職が実現しました。

ハローワークでは、求職者ひとり一人との個別相談を通じて、今までの職業経験の振り返りや求職者自身の適性と能力の把握、就職に向けた課題の特定等をした上で、本人の希望に応じた就職を実現するための各種支援サービスを提供しています。また、求職者の適性や能力を踏まえた求人者の開拓、申し込まれた求人条件の緩和指導などを実施することで、求職者にはその希望と能力に最も適合した職業を、求人者には雇用条件に適合した人材を紹介しています。



ハローワークでの職業相談

### 政策紹介 2

#### 非正規雇用の方々のキャリアアップを支援する

パート、契約社員、派遣社員といったいわゆる非正規雇用の方々は、雇用者全体の3分の1以上を占めるまでに至っています。非正規雇用という働き方は、個人の多様なニーズを叶える働き方でもあります。一方で雇用が不安定、賃金が

## Keyword 将来を見据えた雇用政策

目の前の課題への対応に加え、中長期的な雇用政策の検討も重要です。このため、学識経験者の研究会なども活用し、雇用政策の在り方を議論しています。

最近では、雇用政策研究会(座長:慶應義塾大学樋口美雄教授)において、今後5年程度で重点的に実施すべき雇用政策の方向性を検討し、報告書が取りまとめられました(26年2月)。

「仕事を通じた一人ひとりの成長と、社会全体の成長の好循環」を雇用政策の将来ビジョンとし、その実現のために「社会全体での人材の最適配置・最大活用」、「危機意識をもって『全員参加の社会』を実現」という軸と施策の方向性が示されました。また、この中で、労働力需給推計により2030年の我が国の就業者数のシミュレーションも行っています。

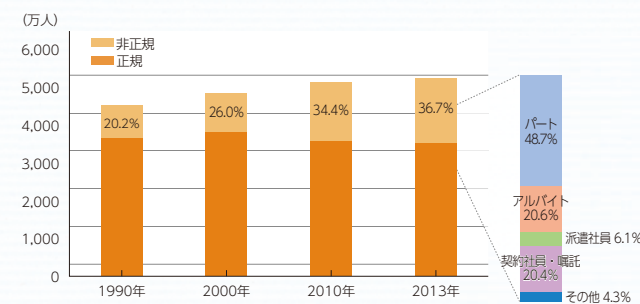
低い、能力開発の機会が乏しいといった課題があります。

厚生労働省としては、非正規雇用の約2割を占める、正社員を希望するいわゆる不本意非正規の方々の正社員への移行を支援するとともに、非正規雇用の方々の能力開発の支援や処遇の改善に取り組んでいます。

例えば、フリーターの若者などについて、「わかものハローワーク」などの全国の支援拠点で正社員就職に向けた個別・専門的な支援を行っています。また、企業内で非正規雇用の方々のキャリアアップの取組を行う事業主を助成金により支援しています。

これらの取組を通じて、正規・非正規にかかわらず、労働者が安心して働ける環境を整備しています。

#### 正規雇用と非正規雇用の労働者の推移



資料出所：1990年、2000年は総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2010年、2013年は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

#### 平成25年度を振り返って

平成25年6月13日 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立

平成26年2月6日 雇用政策研究会報告書とりまとめ

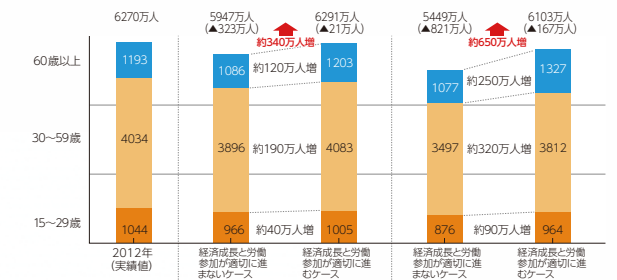
平成26年3月28日 「雇用保険法の一部を改正する法律」の成立

このような検討の成果を活かし、将来を見据えた雇用政策を展開していきます。

#### 労働力需給推計の活用による政策シミュレーション

「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」は、2030年の就業者数が▲821万人(2012年比)となるが、「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、その場合よりも約650万人増となり、2012年比で▲167万人に留まる見込みである。

#### 2030年までの就業者シミュレーション(男女計)



### 政策紹介 3

#### 政策手段を総動員しての障害者雇用の促進

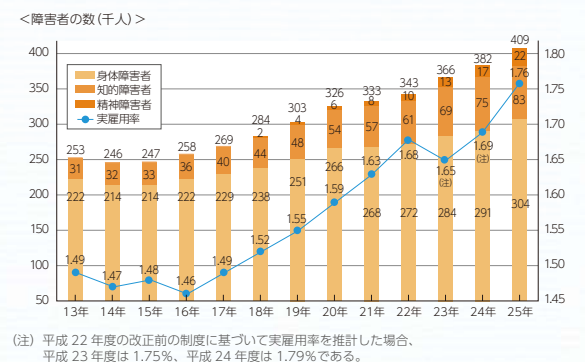
障害者の社会参加を加速し、障害者に温かい社会を作っていくためには、希望する障害者が仕事を通じて社会参加できる環境を作っていくことが必要です。

このため、法律により、企業に対して一定割合(法定雇用率2.0%以上)の障害者雇用を義務づけており、全国のハローワークにおいて、企業に対して法定雇用率の遵守を指導するとともに、障害者雇用に向けた専門的な助言や、助成金による負担軽減措置などを実施しています。また、障害者本人に対して働き方の希望に応じた職業紹介、専門的な職業リハビリテーションの提供、就業・生活両面にわたる相談・支援などを実施しています。

さらに、関係機関とも連携しながら、知的障害や精神障害など、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うなど、障害者雇用を促進するための施策を総合的に実施しています。

#### 障害者の雇用状況の推移

○民間企業の雇用状況 実雇用率1.76% 法定雇用率達成企業割合42.7%  
○法定雇用率には届かないものの、雇用者数は10年連続で過去最高を更新し、数、率ともに過去最高の伸び幅。障害者雇用は着実に進展。



(注) 平成22年度の改正前の制度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。

# 職業能力開発局

個人の能力開発を通じて、社会の発展を実現

職業能力開発局では、すべての人が職業能力を高めてその能力に適した働き方ができるよう、職業訓練や職業能力評価制度の整備、個人の主体的なキャリア形成の支援、技能の振興等、一人ひとりの成長を支援しています。

## Mission

日本が有する技術・技能という資源を生かし、今後も持続的な発展を実現していくためには、技術革新と併せて、これまで日本を牽引してきた製造業や、今後成長が見込まれる介護・福祉、情報通信などの分野において、高度な技能や知識を有する人材の育成を推し進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが重要です。

さらには、職業能力を高めても、それが適切に評価されなければ、キャリアアップを実現することは難しいため、職業能力を適切に評価する仕組みの構築も重要です。

職業能力開発行政は、職業に必要な能力を習得してその能力に適した職業に就き、機会を活用してスキルアップを図り、職業能力が適切に評価され、さらに高い職業能力の獲得を目指す、そうした能力本位の好循環が実現される社会の構築を目指しています。

### 政策紹介

1

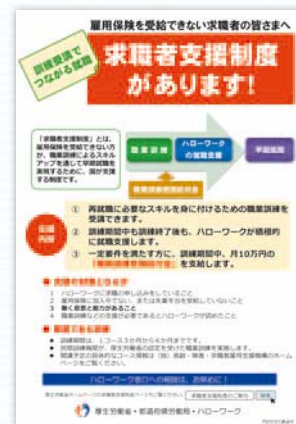
### 再就職等に向けた職業訓練

国や地方公共団体では、職業能力開発施設を設置し、あるいは、民間の専門学校などに委託して、主として雇用保険を受給している求職者の方や特に配慮を必要とする求職者などを対象とし、ものづくり分野や介護、情報通信などの今後成長が見込まれる分野で必要とされる技能や知識を習得してもらうための職業訓練を実施しています。このほか、新規高卒者などを対象とした長期間の職業訓練（1年～2年間）や、在職中の方のスキルアップを行うための職業訓練も行っています。

また、雇用保険を受給できない求職者の方などを対象とし、第二のセーフティーネットとして、新たな知識や技能を身につけるための職業訓練を受ける機会の提供と訓練期間中の生活支援等を行う求職者支援制度があります。この制度では、民間教育訓練機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施し、求職者の方の早期就職を支援しています。



職業能力開発施設における職業訓練の様子



求職者支援制度ポスター

## Keyword ジョブ・カード制度

ジョブ・カード制度は、ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングを通じて職業意識やキャリア形成上の課題を明確にし、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練を含む実践的な職業訓練の機会を提供して、訓練実施機関からの評価結果や職務経歴などをジョブ・カードに取りまとめることにより、安定的な雇用への移行などを促す制度です。職業訓練の受講者が円滑に就職できるように活用されているほか、学生の就職活動やキャリア教育のための有効なツールである「学生用ジョブ・カード」を、大学などに対して積極的に普及しています。



ジョブ・カードのリーフレット

### 政策紹介

2

### 職業能力の「見える化」・技能尊重気運の醸成

就職、キャリアアップ、キャリアチェンジを実現するためには、能力評価の「ものさし」をつくり、職業能力の「見える化」を図ることで、身につけたスキルが適切に評価されることが必要です。ものづくり分野を中心とした国家検定である「技能検定」を実施するとともに、ものづくりからサービス業まで幅広い業種について整備している「職業能力評価基準」を作成しています。また、職業能力の「見える化」を促進するため、各業界における（業界）検定の開発・モデル実施のスタートアップ支援も実施しています。

また、日本の基幹作業であるものづくり産業を支えるためには、産業活動の基礎となる人材の育成と技能を尊重する気運を高めていくことが必要です。そこで、23歳以下の青年技



競技大会の様子

### 政策紹介

3

### 個人の主体的なキャリア形成の支援（キャリア・コンサルティング）

一人ひとりが能力を高めるためには、効果的な職業訓練や適切な職業能力評価を受けることが必要であり、就職・転職時、引退過程など、職業生涯の節目において、キャリア・コンサルティング（個人がその適性や職業経験などに応じて自ら職業生活の設計を行い、これに即して職業選択や職業訓練の受講などを適切に行うことができるよう、実施される相談援助）を受けることが重要です。個人がいつでも安心してキャリア・コンサルティングを受けられる機会を増やすため、キャリア・コンサルタントの養成や、キャリア・コンサルティングの普及促進のための取り組みを進めています。

#### 平成25年度を振り返って

平成25年7月2日～7日  
第42回技能五輪国際大会 ドイツ・ライプツィヒ大会

平成25年11月22日～25日  
第51回技能五輪全国大会、第34回全国障害者技能競技大会（～24日）

平成25年11月26日  
キャリア支援企業表彰2013表彰式

# 雇用均等・児童家庭局

子どもを産み育てやすい社会の実現

女性の活躍促進や男女がともに仕事と子育て等を両立できるように、環境の整備を進めるとともに、地域の子育て支援や、児童虐待防止対策などを通じて、子どもの健やかな育ちと、安心して子育てができる環境整備を進めています。



くろみんマーク  
子育て支援に積極的に取り組む企業を示すマーク

## Mission

少子化の進行により、経済力の低下や社会保障の持続可能性が懸念されています。その中で、女性の活躍推進は、経済成長の観点からも重要な課題であり政府の成長戦略の中核です。

共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っている一方、妊娠・出産を機に退職する女性は未だ多く、働きながら子育てをすることができず、結果として少子化が進んでいることが考えられます。

この希望と現実の差を解消するため、すべての労働者が仕事と子育てを両立しながらその能力を十分に発揮できる環境の整備とともに、保育所や放課後児童クラブ、子育て親子の交流の拠点をはじめとする、地域の子育て支援の量的拡大と質の改善を進めていきます。

また、児童虐待の防止や、虐待を受けた子どもなどを社会的に養護する取組の充実を推進していきます。

### 政策紹介 1

#### 女性の活躍推進と安心して働くことのできる環境整備

働く女性の活躍を促進するため、性別を理由とする差別や妊娠、出産などを理由とする不利益な取扱いを禁止し、労働者の男女間の格差を解消する企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を推進しています。

また、働きながら出産・子育てや家族の介護を行う方にとって、仕事と家庭の両立ができるかは大切な問題です。特に子育て世代の女性で就業率が低下するM字カーブの解消が重要です。仕事か家庭かの二者択一ではなく、男女が共に仕事と家庭を両立し活躍できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指しています。

さらに、パートタイム労働者など多様な働き方が拡大しています。その働き・貢献に見合った均等・均衡待遇の確保に向けた枠組みなどを整備し、労働者の能力が有効に発揮できる環境づくりを推進しています。



男性の育児参加推進ポスター

### 政策紹介 2

#### 待機児童の解消に向けて

保育所の待機児童数は3年連続で減少していますが、依然として2万人を超えています（平成25年4月現在）。

平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度が本格的に実施される予定です。この新制度では、幼児期の学校教育・保育の量的拡大や質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実を進めるなど、より一層子どもを育てやすい環境づ

## Keyword 児童虐待への対応

児童相談所の相談対応件数は、66,701件（平成24年度）と、児童虐待防止法施行以前（平成11年度）の5.7倍となっています。また、平成23年度中の児童虐待による死亡事例は99人（うち心中が41人）と、重大な児童虐待事例が後を絶ちません。

こういった事例（心中を除く）の背景として、若年妊娠、望まない妊娠、妊婦健康診査未受診、母子健康手帳未発行、乳幼児健康診査未受診が多くみられ、死亡した子どもの年齢は、0歳が25人（43.1%）と最も多く、3歳未満では39人（67.2%）と大部分を占めることが分かっています。

そのため、育児の孤立化や不安の防止（発生予防）、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応や子どもの保護・支援、保護者支援に取り組んでいます。



児童虐待防止啓発ポスター

くりを推進していきます。

このため、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25・26年度で約20万人分、平成29年度末までに潜在的保育ニーズも含めあわせて約40万人分の保育の受け皿を確保することとし、待機児童の解消を目指しています。

さらに、「小1の壁」と言われる課題へ対応するために放課後児童クラブの充実を進めます。保育所があっても小学校に入学したら仕事を続けられないといった課題を解決し、子どもを産み育てやすい社会の実現に取り組んでいきます。



子ども・子育て支援新制度シンボルマーク

### 政策紹介 3

#### すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、育成される環境の整備

妊婦の健康を守り、またすべての子どもが心身ともに健やかに生まれるよう、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査の実施を推進しています。

そして、子どもは、生まれる家庭の経済力や環境を問わず、等しくその生活を保障され、心身ともに健やかに成長するよう守られなければなりません。

子どものいる世帯の平均年収は658万円である一方で、ひとり親家庭のうち、母子家庭の平均年収は291万円、父子家庭の平均年収は455万円です（平成23年度）。多くのひとり親が、子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱え

ているため、きめ細やかな支援が必要です。そのため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援の総合的な自立支援を行っています。

また、保護者がいない、虐待などの理由により、乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム、里親などの元で暮らす子どもは、約46,000人となっています（平成25年10月現在）。このような子どもが、可能な限り家庭的な環境と安定した人間関係の下で育つことができるよう、取組を推進しています。



妊婦さんが身につけたり交通機関、職場、飲食店等が、ポスター等として掲示し、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進する「マタニティマーク」の周知ポスター

#### 平成25年度を振り返って

**平成25年4月19日**  
安倍総理による「成長戦略スピーチ」において、「待機児童解消加速化プラン」発表

**平成25年12月18日**  
社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において、「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）」がとりまとめられた。小児慢性特定疾患を抱える子どもとその家族のための、公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築等、新たな小児慢性特定疾病対策について必要な取組が示された

**平成25年12月20日**  
消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」の給付を実施

**平成26年2月14日**  
「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」及び「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」の国会提出

# 社会・援護局

(障害保健福祉部)

福祉の「基盤」と「原点」

社会・援護局では、生活困窮者に対する支援や障害者が地域で安心して暮らすための支援、戦没者遺族などの援護など幅広く社会福祉の推進のための施策を行っています。

## Mission

社会・援護局では、生活保護やホームレス対策など、生活に困っている人々への支援という福祉の「原点」となる制度や、社会福祉法人制度の整備、福祉人材の育成、ボランティア活動の推進など、福祉の「基盤」となる制度の整備を通して、個人の自立した生活をサポートすることを目指しています。

また、障害児・障害者に対する障害福祉サービスなどを確保するほか、精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）体制の整備や障害児・障害者への虐待防止に関する取組などを通して総合的な障害者施策を推進することで、障害者が地域社会で安心して暮らすことのできる社会を実現することを目指しています。

さらに、先の大戦による戦没者の遺骨収集帰還等の慰霊追悼事業、戦没者遺族に対する援護年金などの支給や中国残留孤児への帰国後の生活支援、戦中戦後の労苦の後世代への伝承なども重要な役割の一つです。

### 政策紹介

1

#### 最低限度の生活保障のために

「最後のセーフティネット」である生活保護の受給者数は過去最高を更新し、現在も増加しています。生活保護制度では、最低限度の生活の維持のため、必要な人には生活や医療に関する給付を行うとともに、自らの能力を最大限発揮して安心した暮らしを取り戻すことができるよう、受給者の自立・就労支援の取組を強化しています。

また、離職などにより生活に困窮される方に対して生活保護に至る前の段階から就労・自立のための支援を行う新たな生活困窮者支援制度が平成27年4月に施行される予定であり、地方自治体や民間団体と連携して、生活保護と併せた重層的なセーフティネットの構築に取り組んでいます。いわゆる「貧困の連鎖」を防ぐため、生活困窮家庭の子どもへの学習支援も実施しています。

高齢化の進展に伴う介護ニーズに対応するため、福祉・介護人材の確保が重要な課題となっています。安定的な人材の確保と質の向上に向け、介護事業者や地方自治体と連携して、介護は「価値ある仕事である」という意識を醸成しつつ、新たな人材の参入促進やキャリアアップ支援、処遇の改善などに取り組んでいます。

### 政策紹介

2

#### 障害福祉サービスと精神保健医療福祉の充実

障害児・障害者の支援施策は、近年めまぐるしく変化しています。平成26年度からは、一部の障害福祉サービスの対象を拡大するなど、障害児・障害者が地域で安心して暮らすことのできるための新たな仕組みが施行されています。また、320万人もの数が存在している精神疾患患者（いわゆる4大疾患（がん、

## Keyword 身体障害者補助犬の普及啓発

身体障害者補助犬は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。法律に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。そのため、国や地方公共団体などが管理する公共施設や公共交通機関、不特定かつ多数の人が利用する民間施設でも受け入れる義務があります。

身体障害者補助犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。厚生労働省では、身体障害者補助犬のことをもっと知って、社会の仲間として受け入れていただくために、身体障害者補助犬の普及啓発を行っています。



ユーザーの指示で落とした鍵を渡す介助犬

脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）よりも多い状況）についても、病院を早期退院し、地域で安心して暮らすことができるための取組を進めています。

さらに、東日本大震災によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）の長期化やうつ病の増大などを防ぐための対策が求められており、心のケアや地域精神保健医療を担う人材の確保などにも取り組んでいます。



仮設住宅における心のケアの様子

### 平成25年度を振り返って

平成25年8月15日  
全国戦没者追悼式

平成25年12月5日  
「生活保護法の一部を改正する法律」、「生活困窮者自立支援法」の成立

平成25年12月6日～8日  
全国障害者芸術・文化祭やまなし大会

### 政策紹介

3

#### 戦没者の慰霊追悼と遺族などの援護

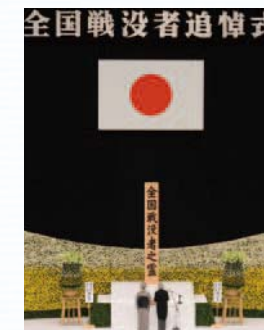
戦没者のご遺骨の収集帰還事業に取り組んでいます。また、先の大戦による戦没者を追悼するため、毎年8月15日、政府主催により、天皇皇后両陛下御臨席の下、全国戦没者追悼式を挙行します。

戦没者の遺族などに対して、国家補償の精神に基づき、援護年金を支給します。さらに、中国残留孤邦人の置かれた特別の事情を踏まえて、老後の生活の安定に必要な生活支援などを行っています。

東京都の九段にある「昭和館」や「しょうけい館」では、戦中・戦後の労苦を後世代に伝えるため、歴史的資料の収集・保存、資料・証言の展示などを行っています。



硫黄島でのご遺骨の収容



全国戦没者追悼式の模様

# 老健局

長寿社会で自分らしい暮らしを続けるために

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んでいます。

## Mission

我が国は、世界に例を見ない超高齢社会を迎えます。団塊の世代が75歳以上となる2025年には、

- ・3人に1人が65歳以上（現在4人に1人）、5人に1人が75歳以上（現在9人に1人）になる
- ・中重度の認知症の高齢者は、現在の280万人から470万人に増加する
- ・4世帯に1世帯が、高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯となる
- ・特に都市部では75歳以上の人口が急増すると見込まれています。

介護保険制度は、介護が必要になったときの高齢者やその家族の生活を支える制度です。世界でも長寿社会のトップランナーと言える我が国で高齢者福祉を担う老健局は、高齢者が安心して自分らしく生活できる社会の構築に取り組めます。

### 政策紹介

## 1

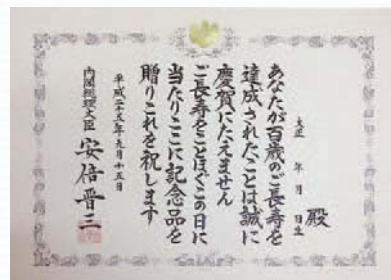
### 地域包括ケアシステムの構築

高齢化の進展に伴う介護費用の増大は、高齢者や現役世代の保険料に影響します。今後は、制度への信頼感を高めるとともに、より公平な制度としていくことが必要です。

社会保障と税の一体改革では、地域包括ケアシステムの構築と、介護保険制度の持続可能性の確保が大きな課題です。

#### 地域包括ケアシステムとは…

- 「地域包括ケアシステム」とは、地域（中学校区程度を範囲として想定）で①医療、②介護、③介護予防、④住まい、⑤生活支援、の5つの要素が一体的に提供される体制のことです。
- 地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになることを目指しています。
- 地域包括ケアシステムは、市町村が、地域の自主性や創意工夫に基づき、その特性に合わせて作り上げていくことが必要です。



百歳を迎える高齢者に贈られる記念品の銀杯（左）とお祝い状（右）

## Keyword 認知症サポーター

認知症の人が地域で安心して暮らすためには、家族や地域の方々が認知症の特性を理解することが必要です。例えば、認知症の方には、叱りつけるのではなく、寄り添うことが大切であることなど、認知症に関する正しい知識を学ぶ場（認知症サポーター養成講座）を設けて、認知症サポーターを養成しています。自治会、老人クラブ、企業、警察、学校など様々なところで養成講座が実施されており、平成25年末現在で認知症サポーターは約470万人を超えています。

認知症サポーターは、日本の認知症施策の代表的な取組として国際的にも評価されています。



認知症サポーターの目印であるオレンジリング



認知症サポーターキャラバンのマスコット「ロバ隊長」

### 政策紹介

## 3

### 誇りを持って長く働ける介護現場に

2025年までに介護職員を100万人増やしていくことが必要とされており、介護現場を支える人材を確保していくことが求められています。

介護職員は、他の産業に比べて賃金が低く、離職率も高い傾向にあります。介護現場で働く人たちが、誇りを持って長く仕事を続けていけるようにしなければなりません。

このため、介護職員の賃金の引き上げや、キャリアパスの確立などに取り組んでいます。

#### 平成25年度を振り返って

平成25年10月26日～29日  
第26回全国健康福祉祭こうち大会（ねんりんピックよさこい高知2013）

#### ねんりんピックとは…

長寿社会を健やかで明るいものとするため、60歳以上の選手が全国から参加するスポーツや文化の交流大会や世代間交流を深めるイベントが開催されます。



ねんりんピックではつらつとプレー



ねんりんピックよさこい高知2013のポスター

# 保険局

国民皆保険を守る

世界に誇る日本の国民皆保険を守り、いつでも、だれでも、必要な医療を所得の多寡にかかわらず平等に受けられるという制度を将来世代に引き継ぐため、保険局では日々様々な取組を行っています。



出典：全国健康保険協会ホームページ

## Mission

我が国の医療保険制度の歴史は第一次世界大戦後の1922年に始まりました。当初は企業で働く従業員を対象とした制度でしたが、戦後、1961年には、農家や自営業の方も含めたすべての国民を対象とした国民皆保険となりました。これまで50年以上国民皆保険を堅持し、今では世界に誇れる制度となっています。

被保険者証一枚あれば、患者は自らかかる医療機関を選び、所得の多寡にかかわらず誰もが等しく治療を受けることができます。

一方、医療費の増大による医療保険財政の問題が指摘されています。今後も少子高齢化が進む日本でどのように医療保険制度を守っていくのか、国民的な議論を行いながら解決策を考えていく必要があります。

### 政策紹介

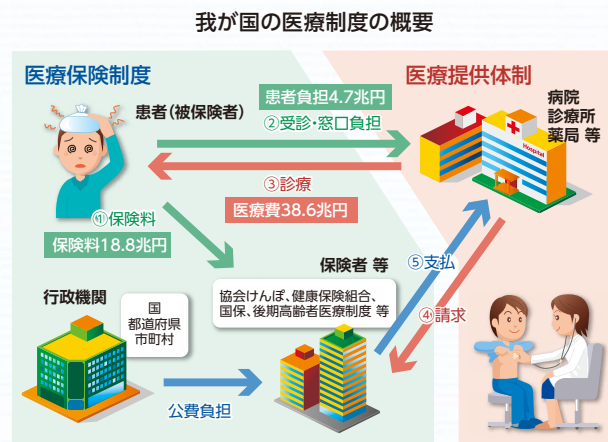
1

## 日本の医療保険制度の概要

日本では、国民全員がいずれかの公的医療保険に加入しています。働く人は、企業の従業員で構成された健康保険組合や協会けんぽに加入し、また、自営業の方などは、市町村が運営する国民健康保険（国保）に、さらに、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することで、国民皆保険が達成されています。

この国民皆保険によって、病気やけがの際は、所得に応じて一定の保険料と医療費の1割から3割を窓口負担として支払えば、必要な医療サービスを所得の多寡にかかわらず平等に受け取ることができます。さらに、重い病気の治療費が高くなっても、窓口負担額は一定の上限額に抑えられています。

私たちが普段何気なく受けている国民皆保険により、所得や職業にかかわらず、質の高い医療サービスが受けられる社会が達成され、国民の健康と命が守られています。



医療保険制度の仕組みについて

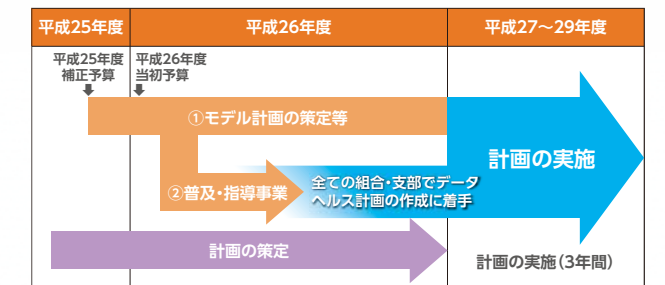
## Keyword データ分析に基づく保健事業「データヘルス」

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、「国民の健康寿命の延伸」のための方策の1つとして、レセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」の作成・公表を推進することを掲げています。「データヘルス計画」とは、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿って実施する保健事業の実施計画のことであり、国民の健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防を推進するために策定するものです。ICTを活用した健康管理や重症化予防のために患者予備群に受診勧奨を行うことで、加入者の健康寿命を延ばすこととしています。

レセプト等のデータ分析に基づいた保健事業の立ち上げ支援事業  
25年度補正予算額 5.2億円／26年度当初予算額 3.6億円

### 事業概要

- ① モデル的「データヘルス計画」の作成等に係る費用を補助（7.1億円）  
各保険者の取組のモデルとなる計画を作成する健保組合及び協会けんぽに対して、計画策定等に要する費用を補助
- ② 健保組合への普及・指導事業の費用を補助（1.6億円）  
データヘルス計画の普及・指導事業（説明会や講習会の開催等）に要する経費を補助



### 政策紹介

2

## 予防・健康管理に係る取組

平成20年度から、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した、メタボ健診を実施しています。これは、重い病気になることを予防し、また医療費を抑えるため、40歳以上74歳以下の方に対して実施し、腹位・血糖・血圧・脂質の基準に当てはまる方に対しては更なる健康指導を行うものです。

このように、予防・健康管理の取組を進めることで、国民の健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防を推進していきます。

### 政策紹介

3

## 診療報酬改定

日本の医療費は年間約40兆円、25年前の2倍以上となっています。その40兆円を用いて、どのような医療を広めていくのか、医療機関や薬局へどのように医療費を配分するのか、将来あるべき医療提供体制に導くことが診療報酬改定であり、保険局の重要なミッションの一つです。

高齢化が急速に進む日本において、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスを受けられる社会を実現する必要があります。そのため、平成26年度の診療報酬改定では、医療機関の機能分化・強化と連携、

在宅医療の充実等を達成し、住み慣れた地域で生活できる医療の提供の実現に向けて、改革を進めていきます。



中央社会保険医療協議会における診療報酬改定の議論の様子

### 平成25年度を振り返って

平成25年5月24日

健康保険法等の一部を改正する法律が成立。被用者保険のセーフティネットとして重要な役割を果たしている協会けんぽに対する国の財政支援措置を延長

平成26年3月5日

入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等に取り組み、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図ることを目的として診療報酬改定を告示

# 年金局

世代を越えた支え合い

年金局では、国民の老後などを支える年金制度の企画立案と事業運営を行い、将来にわたって持続可能で、国民が信頼でき、国民生活の安定に寄与する年金制度の確立と事業の運営に取り組んでいます。



## Mission

日本は、男性の平均寿命が80歳、女性は86歳と、世界でも有数の長寿国です。この長い老後生活を、世代間の支え合い（世代間扶養）の仕組みを通じて、経済面から支えるのが公的年金制度です。

現在、およそ3,900万人の方に年額約54兆円の年金が支払われており、また、高齢者世帯の収入の約7割が年金で占められているなど、今や公的年金制度は国民生活にとってなくてはならないものとなっています。

また、公的年金制度では、将来世代の年金給付に充てるために120兆円程度の積立金を保有しており、これを債券や株式で運用するなど、日本の金融・経済面においても大きなプレゼンスを占めています。

国民の安心を支える公的年金制度が長期的に安定したものとなるよう、制度面・運用面での企画立案を行うことが年金局の使命です。

### 政策紹介

1

## よりよい年金制度の構築 ～社会全体の支え合い～

年金局において重要なミッションの一つは、年金制度の企画・立案です。

年金制度には、国が運営する公的年金と、個人や企業の選択で加入する私的年金の二つがあります。

このうち、公的年金は、予測できない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現する仕組みであり、20歳以上の日本に住んでいる人全員の加入が義務づけられています。自分や家族が歳をとったり、障害を負ったり、死亡したりするリスクは誰にでもあります。そのようなリスクに遭遇した人に対して、生活を支えるための給付を行うことが公的年金の役割です。

公的年金制度は、若い頃に制度に加入してから、年をとって年金を受給し、亡くなるまで、数十年にわたって人々の生活に関わってくるものであり、このような長い期間にわたって確実に制度を運営していかなければなりません。このため、公的年金制度では、5年に1度、制度の財政状況をチェックする、いわば公的年金の健康診断ともいえる「財政検証」を行う仕組みがあり、この財政検証の結果を踏まえて、今後、少子高齢化が進行する中で年金制度を持続可能なものとするために必要な制度の見直しを行っています。

企業年金等の私的年金は、企業や個人の自助努力により、公的年金に上乗せして給付するものです。公的年金に加えてさらに老後の所得保障を安定的なものにしていくため、企業年金等の私的年金を充実させていくことが重要であり、これらの普及・促進を図るとともに、労使合意や個人の選択に応じて様々な選択肢が提供できるよう取り組んでいます。

年金局では、すべての国民が、老齢・障害等が原因で収入に不安が生じた際も、安心し、生き生きとした生活が送れるよう、公的年金・私的年金の両面から、年金制度のよりよい仕組みを考え続けていきます。

## Keyword 社会保障協定 ～国際化への対応～

グローバル化が進行している現在、海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人の方が増加しています。

そのような方々について、日本と外国の年金制度等に二重加入することを防止し、保険料を両国に二重に払うことを防ぐこと及び両国での年金制度の加入期間を通算できるようにすることを主な内容として、外国との間で社会保障協定の締結を進めています。

年金というと、日本国内の話が中心となるイメージですが、社会保障協定の締結により、企業や駐在員などの負担が軽減されることから、日本と諸外国との間の経済交流や人的交流の一層の促進が期待できます。

これまでに、欧米先進国を中心に15ヶ国との間で協定が

発効したほか、昨今の我が国と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めているところです。



オーストリアとの対面協議

### 政策紹介

2

## 120兆円を超える年金積立金！ ～被保険者の利益のために～

公的年金には、現在、120兆円を超える積立金があります。これは、国民の皆様からお預かりした保険料のうち、年金給付に充てられなかったものを積み立ててきたものであり、将来の年金給付の大切な財源となります。年金積立金は、被保険者の利益のために運用することとされており、内外の債券や株式で運用されています。運用実績は、平成13年度～平成24年度にかけて、約36兆円の収益になっています。年金積立金の運用は、資金運用に特化した専門の法人である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に寄託して行っており、このGPIFと連携し、安全かつ効率的な運用を行うことは年金局の重要なミッションの一つです。

### 政策紹介

3

## 公的年金を運営する ～日本最大の長期保険制度～

公的年金は、加入者約6,700万人、受給権者約3,900万人を数え、膨大な人が関わっている日本最大の長期保険制度です。年金局では、運営の現場で起こる色々な課題について、実務を担当する日本年金機構と協力しながら取り組んでいます。

例えば、国民年金の保険料については、コンビニ納付の推進など納めやすい環境の整備、低所得の方への免除適用や、所得のある方への強制徴収の徹底など、被保険者の状

況に応じた対応を行っています。また、年金制度への理解と信頼を深めるため、年金制度のメリットについて普及教育にも力を入れるほか、いつでも年金記録を確認できるように、インターネットを使った「ねんきんネット」サービスを展開しています。



ねんきんネット・スマートフォン版  
(どなたでも利用できます)

### 平成25年度を振り返って

平成25年6月19日

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立

# 政策統括官 (社会保障担当)

将来の世代に制度をしっかりと引き渡していく

政策統括官(社会保障担当)では、社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画・立案とその推進に取り組んでいます。

## Mission

日本は、1970年には人口に対する65歳以上人口の占める割合が7%を超え、いわゆる高齢化社会となりましたが、昨年9月にはついに25%を超える等、急速に少子高齢化が進行しています。また、家族形態を見ても単身高齢世帯が増えるなど、国民皆年金・皆保険が達成された1960年代と現在では、社会経済情勢が大きく異なっています。さらに、急速な少子高齢化と相まって、医療技術の高度化も進む中、社会保障給付費が増大しており、平成25年度には110兆円を超えました。

こうした変化に対応するため、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度へ転換し、世界に冠たる日本の社会保障制度を将来の世代にしっかりと引き渡すべく、不断の改革に取り組んでいます。

### 政策紹介

1

#### 社会保障・税一体改革

社会保障の充実・安定化と我が国の財政健全化を同時に達成するため「社会保障・税一体改革」に取り組んでいます。昨年成立した、社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにするプログラム法に基づいて、今後は、消費税率の引上げによる増収分を活用しつつ、少子化対策、医療・介護、年金といった各分野の充実と重点化・効率化を同時に進め、持続可能な制度を確立していきます。厚生労働白書の刊行や、高校等における社会保障教育の推進を通じて、このような取組の周知にも努めています。

### 政策紹介

2

#### 成長戦略における社会保障

医療・介護などの社会保障分野は、制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野であり、良質で低コストのサービスを効率的に提供できる大きな余地が残された分野でもあります。このため、公的保険内のサービス提供体制の合理化、公的保険外のサービス産業の活性化などにより、国民ニーズにかなう質の高いサービスを持続可能な形で提供しつつ、経済成長にも資するという姿を実現していきます。

### 政策紹介

3

#### 厚生労働分野の情報化の推進

昨今の発展がめざましい情報通信技術は、厚生労働分野の政策課題の重要な解決ツールとなりつつあります。昨年には、社会保障制度の公平性・効率性向上の基盤となるマイナンバー制度の関係法律が成立し、現在、施行準備を進めています。また、健康・医療・介護分野で、サービスの質の向上や効率化を目的とする医療情報連携ネットワークの普及促進や、健康増進や研究開発、政策立案に資するデータ活用の推進に取り組んでいます。

#### 平成25年度を振り返って

平成25年 5月24日 マイナンバーを導入するための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の成立

平成25年 8月6日 社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ

平成25年12月5日 社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにした「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(社会保障制度改革プログラム法)の成立

平成26年 2月14日 第1回社会保障制度改革推進本部 開催

#### 社会保障と税の一体改革



# 政策統括官 (労働担当)

総合的かつ戦略的な労働政策の策定

## Mission

人は、人生の多くの時間を「働く」ことに費やします。「働く」ことは人々の生活の基本であるとともに、生産活動を通じて経済の発展の基盤ともなるものです。

少子高齢化によって、今後、働く人の数の減少が見込まれる中で、就業を希望するすべての方が、能力を高め、その能力を存分に発揮できるように。

働き方にかかわらず、公正な処遇の下で、健康で安全に働けるように。

また、失業等の場合にセーフティネットが確保され、再チャレンジができるように。

政策統括官(労働担当)では、これら様々な難しい課題に対し、省内の複数のセクションや関係府省と連携しながら、総合的かつ戦略的な労働政策の策定を行っています。

### 政策紹介

1

#### 総合的かつ戦略的な労働政策の策定

国の成長戦略や経済対策の策定などにおいて、雇用・労働政策は重要な位置を占めます。政策統括官(労働)では、これらについて省内の総合調整や関係府省との連携を行っています。

### 政策紹介

2

#### 労働経済分析のシンクタンク

労働経済の短期的な動向や中長期的な課題について調査・分析を行うことも、労働政策を考える上で重要であり、毎年、『労働経済白書』を公表しています。65冊目となる平成25年版の白書では、「構造変化の中での雇用・人材と働き方」をテーマに分析し、競争力を支える「人材力」の強化の必要性を提言しました。



「労働経済白書」の表紙

### 政策紹介

3

#### 公労使による政策形成、集团的労使関係の安定

労働政策は、働く現場の実態や意見を十分に踏まえることが重要です。このため、ILO条約でも雇用政策について労使同数参加の審議会を通じて政策決定すべき旨が規定されるなど、労働分野では三者構成原則が基本とされています。我が国では、公益代表・労働者代表・使用者代表の三者で構成される「労働政策審議会」を設置し、重要な労働政策について審議をお願いしています。

また、労使間で起きた様々なトラブルを解決するため、公労使三者を代表する委員で構成される行政機関として、各都道府県に都道府県労働委員会が、また厚生労働省の外局として中央労働委員会が、それぞれ設置されています。

#### 平成25年度を振り返って

平成25年 8月30日 「平成25年版労働経済の分析」(労働経済白書)を公表

政策統括官(労働担当)では、日々の暮らしと直結する「労働政策」を総合的・一体的に担っています。また、その基盤となる労働経済の分析や、集团的労使関係の安定にも取り組んでいます。



# 大臣官房

厚生労働省の舵取り役

厚生労働省の行政を総括し、法令の制定改廃、予算編成、組織、人事等を中心に総合調整を行っています。また、国会、他府省庁、マスメディア、国民の皆様などに対する省全体の代表窓口としての機能も果たしています。

## Mission

大臣官房のミッションは、省全体における政策の企画・立案過程などにおいて、省の進むべき方向を明らかにする「省の舵取り」です。

厚生労働行政は人々の生涯やライフスタイル全般に密着した社会的な制度・仕組みであり、非常に国民の期待・関心が高く、これに答えるためにも各政策分野を所管する部局間の総合調整の役割を担っています。

また、近年、厚生労働省に関連する多くの分野で国際社会の動きと国内政策が連動するようになってきており、国際機関での活動への参画等を通じて積極的に政策のグローバル展開を進めています。

さらに、保健医療や労働安全衛生分野に関する科学研究も推進しており、日本発の革新的医薬品、医療機器などを創出していくことで、健康長寿社会の実現と国際競争力強化による経済成長の実現を図っています。

## 総務課

政策紹介

法令審査、国会業務

行政活動は法令に基づいて執行されるため、企画立案された政策を実現するためには、法律、政令、省令等の法令の整備が欠かせません。大臣官房では、省内の各部局が作成した法令について、政策の内容が条文上論理的かつ明確に規定されているか等について、審査を行っています。

また、国会答弁の最終チェックや、省の窓口として、各種案件における部局間の調整などの業務を担っています。

## 会計課

会計課では、厚生労働省の幅広い政策を実現するための30兆円を上回る予算の編成をはじめ、予算、決算、経理、監査指導、福利厚生、庁舎管理など、会計に関する業務のとりまとめを行っています。

政策紹介

予算・決算、職員の福利厚生

厚生労働省の予算は、年金、医療、介護、子育て支援、雇用、福祉など、国民生活に深く関わり、欠かすことのできない政策に使われるものです。

平成26年度の社会保障関係予算は30兆円を上回っており、高齢化の進展などに伴い、今後も増加が見込まれます。また、平成26年度からの消費税率の引上げに伴う増収分は、すべて社会保障の充実や安定化に向けることとしており、年金の安定財源を確保するとともに、子育て支援や医療・介護の充実も図っていきます。

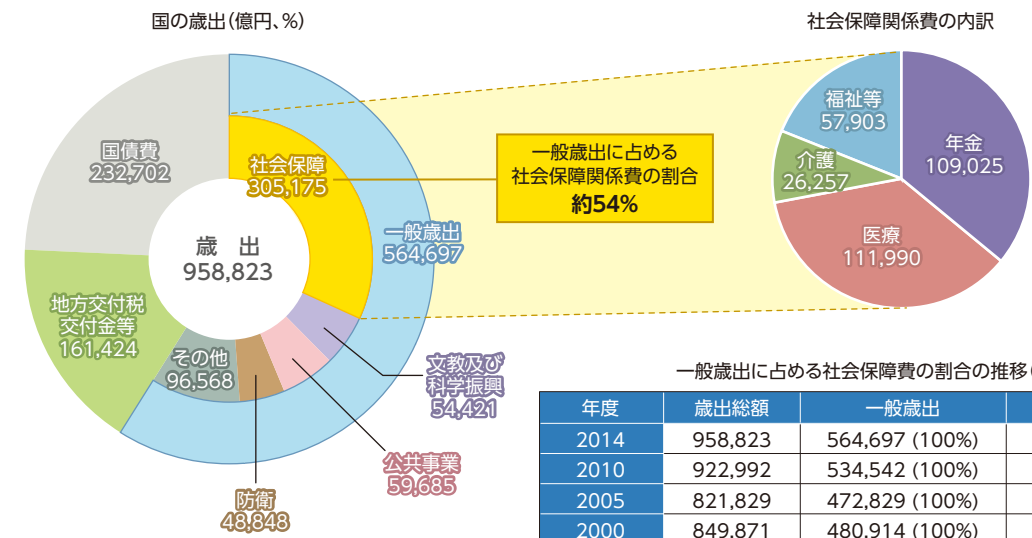
予算の編成に当たっては、必要な施策を効果的・効率的に実施するため、各

局が担当する予算・事業について、必要性や効果を精査し、省全体の予算として、とりまとめています。予算が国会で成立すると、地方自治体や厚生労働省の出先機関等への支出を適切に管理し、早期執行を図るとともに、監査指導等を通

じて適正な執行を確認し、決算としてとりまとめます。また、厚生労働行政を担う約3万人の職員の福利厚生や、職員が働く庁舎の管理も担当し、働きやすい職場づくりを進めています。

平成26年度 国の一般歳出と社会保障関係費

国の一般歳出の約54%は社会保障関係費（高齢化などに伴い、一般歳出に占める社会保障関係費が急増）



## 地方課

大臣官房地方課では、都道府県労働局・地方厚生局の総合的監督を行うとともに、近年増加している個別労働紛争を解決するための個別労働紛争解決制度を所管しています。

政策紹介

個別労働紛争の解決に向けて

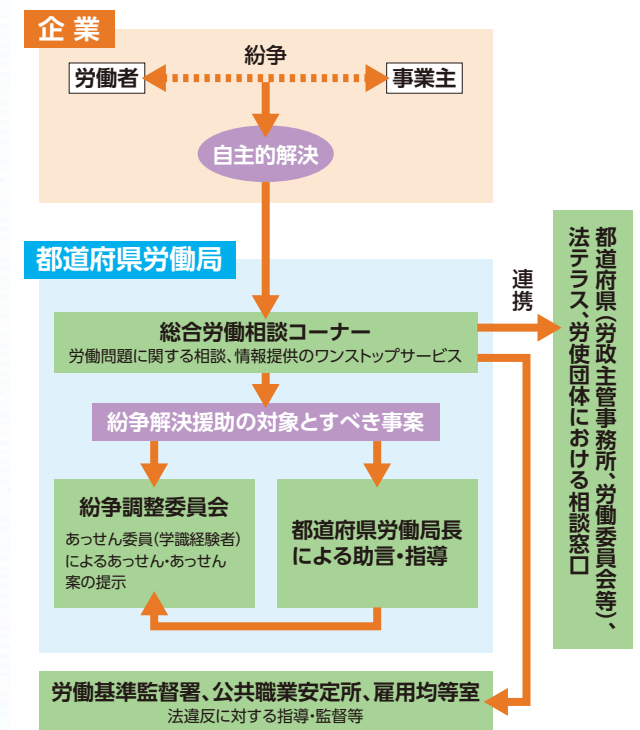
経済社会情勢の変化に伴い、解雇、配置転換、賃金引下げ、いじめなど、個々の労働者と企業との紛争（個別労働紛争）が近年増加しています。

そのため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、

- ① 全国の労働基準監督署など約380ヶ所に設けられた総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
  - ② 都道府県労働局長による助言・指導
  - ③ 学識経験者をメンバーとする紛争調整委員会によるあっせん
- 等の制度により、紛争の円満な解決を図っています。



個別労働紛争解決システム



# 国際課

## 世界に発信する厚生労働省

国際課は、国際機関での活動、経済交渉、諸外国との政策対話、途上国への技術協力、海外情報の収集などを通じて、厚生労働行政の国際的展開を図っています。

政策紹介

1

経済面、技術面での  
政府間の連携・協力

わが国の長期的な繁栄のために政府を挙げて取り組んでいる EPA（経済連携協定）締結に向け、医薬品・医療機器、食品、労働など厚生労働分野の課題について精力的な交渉を行っています。また、保健医療、社会福祉、労働、水道等の分野で蓄積してきた知見を活かして、開発途上国の発展に協力していくことが求められています。このため、厚生労働省の関係機関等で研修生を受け入れるほか、厚生労働省職員も含めた専門家を多数派遣し、これらの国の人材育成や制度構築を支援しています。最近では、アジア諸国でも高齢化への対応が政策課題となっており、わが国のこれまでの取組や実績に対して注目が高まっています。

政策紹介

2

国際機関や多国間の  
枠組みを通じた活動

グローバルな課題の解決に当たっては、世界各国が加盟する国際機関や複数の国が一同に会する国際会議で認識を共有し、議論を重ねることが重要です。厚生労働省では、所管分野と密接な関係を持つ、WHO（世界保健機関）を通じた感染症や食の安全への対策、ILO（国際労働機関）における国際労働基準の確保、OECD（経済協力開発機構）を通じた医療や雇用政策の分析などの議論に参画し、25年度は WHO 総会で議長国を努めるなど、グローバルな政

策調整の場において、わが国のプレゼンスを発揮しました。また、中国、韓国や ASEAN 各国の厚生労働分野を所管する省庁との間で閣僚級の対話を継続的に行うなど、国家の枠組みを超えた課題の解決に貢献しています。



日中韓保健大臣会合

### 平成 25 年度を振り返って

平成 25 年 5 月 20 日～28 日  
第 66 回 WHO 総会（スイス・ジュネーブ）

平成 25 年 6 月 5 日～6 月 20 日  
第 102 回 ILO 総会（スイス・ジュネーブ）

平成 25 年 7 月 18 日・19 日  
G20 雇用労働大臣会合（ロシア・モスクワ）

平成 25 年 9 月 7 日  
第 4 回 ASEAN + 3 社会福祉大臣会合  
（カンボジア・シェムリアップ）

平成 25 年 9 月 19 日  
第 6 回アジア太平洋人口会議（タイ・バンコク）

平成 25 年 11 月 24 日  
第 6 回日中韓保健大臣会合（韓国・ソウル）

平成 25 年 12 月 3 日～5 日  
第 11 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合（東京）

平成 25 年 12 月 11 日  
G8 認知症サミット（英国・ロンドン）



ILO 総会 (©ILO photo Pouteau Crozet)

# 厚生科学課

## 厚生労働科学研究の推進と健康危機管理・災害対策

厚生科学課では、国民の安全や安心を確保するため、厚生労働省の科学技術に関する事務の総括、感染症や食中毒が発生した際の危機管理や災害対策の調整などをおこなっています。

政策紹介

1

厚生労働分野の科学研究の推進

保健医療、福祉、労働安全衛生など厚生労働省所管分野の研究を推進し、その成果を行政施策の科学的根拠として活用するとともに、これらの分野の科学技術の向上を図り、国民の健康的な生活の実現などに役立てています。

政策紹介

2

健康・医療分野における  
成長戦略の推進

平成 25 年 6 月に策定された「健康・医療戦略」に基づき、日本発の革新的な医薬品・医療機器などの創出、再生医療をはじめとした世界最先端の医療の実現などを目指し、健康・医療分野での成長戦略の取組を政府一丸となって推進しています。

政策紹介

3

健康危機管理・災害対策

大規模な感染症や食中毒の発生、地震や台風などの自然災害といった国民の健康や生命を脅かす事態に対し、健康被害の発生や拡大の防止、医療の確保などの初動対応を迅速かつ的確に行うための調整を行っています。

### 近年の主な国内健康危機管理事例及び災害対応事例

| 年 度     | 事 例                     |
|---------|-------------------------|
| 平成 7 年  | 阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件       |
| 平成 8 年  | 堺市 O-157 食中毒            |
| 平成 10 年 | 和歌山市毒物混入カレー事件           |
| 平成 11 年 | 東海村臨海事故                 |
| 平成 12 年 | 有珠山噴火、雪印製品食中毒、三宅島噴火     |
| 平成 13 年 | 兵庫・明石花火大会事故             |
| 平成 14 年 | SARS                    |
| 平成 16 年 | 台風 23 号、新潟中越地震、スギヒラタケ脳症 |
| 平成 17 年 | 福知山線尼崎脱線事故              |
| 平成 19 年 | 新潟中越沖地震                 |
| 平成 20 年 | 中国ギョーザ等                 |
| 平成 21 年 | 新型インフルエンザ (A/H1N1)      |
| 平成 23 年 | 東日本大震災・東電福島第一原発事故       |
| 平成 25 年 | 鳥インフルエンザ (A/H7N9)       |

# 統計情報部

## 厚生労働行政を支える統計と IT

統計情報部では、厚生労働行政の基礎となる人口動態、雇用などに関する主要な統計調査を実施しています。また、厚生労働省ホームページの運営など、IT（情報通信技術）を活用した行政情報化に取り組んでいます。

政策紹介

1

厚生労働行政を支える統計の作成

厚生労働省の政策を企画立案するに当たって、人口動態や世帯、保健、社会福祉、労働者の雇用、賃金、労働時間などの状況を正確に把握することが必要です。このため、統計情報部は、厚生労働省の統計全体の取りまとめを担当するとともに、政策の企画立案・実施の上で特に重要とされる 7 つの基幹統計と 23 の一般統計を所管しています（厚生労働省全体では約 100 の基幹統計及び一般統計を所管しています）。

政策紹介

2

国民の皆さんが使いやすく  
効率の良い情報システムの構築

今日の行政においては、国民の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から IT の活用が不可欠です。統計情報部では、国民がインターネット経由で各種申請等を行うためのシステムや厚生労働省ホームページの整備・運用を行うとともに、厚生労働省の行政情報システムの効率化・最適化を推進するための総合調整や技術支援などを行っています。

### 平成 25 年度を振り返って

平成 25 年 6 月 5 日  
平成 24 年「人口動態統計月報年計（概数）」公表。平成 24 年の合計特殊出生率が 1.41 と、前年の 1.39 より上昇。（確定数は 9 月 5 日に公表）



様々な統計

Keyword

世界で活躍する厚生労働省職員

世界的に少子高齢化が進展し、国を超えた課題となる中、社会保障や労働を担う厚生労働省はこの分野のフロントランナーとして、政策の方向性や制度設計について、世界各国と知見を共有し、取り組んでいくことが求められています。厚生労働省の職員は、欧米・アジアを中心とする 21 カ国の大使館などの館員、WHO（世界保健機関）等の国際機関の職員、あるいは JICA（独立行政法人国際協力機構）を通じて開発途上国で政府に対してアドバイスをする専門家として派遣され、世界中で活躍しています。

# 厚生労働行政

平成25年度を振り返って

## 2013年

### 4月19日

- 安倍総理による「成長戦略スピーチ」において、「待機児童解消加速化プラン」発表

### 5月20~28日

- 第66回WHO総会(スイス・ジュネーブ)

### 5月24日

- 「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。被用者保険のセーフティネットとして重要な役割を果たしている協会けんぽに対する国の財政支援措置を延長
- マイナンバーを導入するための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の成立

### 6月5日

- 平成24年「人口動態統計月報年計(概数)」公表。平成24年の合計特殊出生率が1.41と、前年の1.39より上昇。(確定数は9月5日に公表)

### 6月5~20日

- 第102回ILO総会(スイス・ジュネーブ)

### 6月13日

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立

### 6月19日

- 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立

### 7月2~7日

- 第42回技能五輪国際大会 ドイツ・ライプツィヒ大会

### 7月18~19日

- G20雇用労働大臣会合(ロシア・モスクワ)

### 8月6日

- 広島平和記念式典
- 社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ

### 8月9日

- 長崎原爆犠牲者慰霊平和記念式典

### 8月15日

- 全国戦没者追悼式

### 8月30日

- 「平成25年版労働経済の分析」(労働経済白書)を公表

### 9月1~30日

- 過重労働重点監督月間

### 9月7日

- 第4回ASEAN+3社会福祉大臣会合(カンボジア・シェムリアップ)

### 9月19日

- 第6回アジア太平洋人口会議(タイ・バンコク)

### 10月26~29日

- 第26回全国健康福祉祭こうち大会(ねんりんピックよさこい高知2013)

### 11月11日

- 第2回健康寿命を伸ばそう! アワード ~受賞企業・団体・自治体が決定しました~

### 11月16日

- 「日本国厚生労働省とカンボジア王国保健省との医療分野に関する覚書」の締結

### 11月20日

- 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(再生医療法)の成立
- 革新的な医薬品や医療機器、再生医療等製品などを安全かつ迅速に国民に提供するために必要な規制の見直しを行う「薬事法等の一部を改正する法律」の成立

### 11月22~25日

- 第51回技能五輪全国大会、第34回全国障害者技能競技大会

### 11月24日

- 第6回日中韓保健大臣会合(韓国・ソウル)

### 11月26日

- キャリア支援企業表彰2013表彰式

### 12月3~5日

- 第11回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合(東京)

### 12月5日

- 「生活保護法の一部を改正する法律」、「生活困窮者自立支援法」の成立
- 社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにした「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(社会保障制度改革プログラム法)の成立
- 一般用医薬品のインターネット販売を消費者の安全を確保するための適切なルールの整備等を行う「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」の成立

### 12月6~8日

- 全国障害者芸術・文化祭やまなし大会

### 12月11日

- G8 認知症サミット(英国・ロンドン)

### 12月13日

- 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、難病患者に対して官民が協力して取り組むべき改革の内容をまとめた「難病対策の改革に向けた取組について(報告書)」をとりまとめ

### 12月18日

- 社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において、「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方(報告)」がとりまとめられた。小児慢性特定疾患を抱える子どもとその家族のための、公平で安定的な医療費助成

の仕組みの構築等、新たな小児慢性特定疾病対策について必要な取組が示された。

### 12月20日

- 消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」の給付を実施

## 2014年

### 2月6日

- 雇用政策研究会報告書とりまとめ

### 2月12日

- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(医療介護確保総合推進法案)の国会提出

### 2月14日

- 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」及び「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」の国会提出

- 第1回社会保障制度改革推進本部 開催

### 3月5日

- 入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等に取り組み、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図ることを目的として診療報酬改定を告示

### 3月28日

- 「雇用保険法の一部を改正する法律」の成立

## 組織図



施設等機関

## ■ 検疫所

国際海港と国際空港に置かれ、感染症についての対人検疫と、輸入食品に対する検査などの輸入食品監視を行っています。

■ 国立医薬品食品衛生研究所

医薬品、食品や、私たちの周囲にある化学物質について、その安全性や品質を評価するための調査研究を行っています。

■ 国立保健医療科学院

保健医療・社会福祉に係る自治体職員などの養成訓練  
とこれらの様々な調査を行っています。

■ 国立社会保障・人口問題研究所

社会保障制度による給付と負担の関係、社会保障給付費の推

計、将来人口の推計、出生動向基本調査などの作成・発表を行っています

■ 国立感染症研究所

エイズなどの感染症の予防・診断、治療に関する研究や、ワクチンなどの安全性や有効性を保障するための国家検定を行っています。

■ 国立児童自立支援施設

要保護児童の自立更生などを目的とする専門施設です。

■ 国立障害者リハビリテーションセンター

障害者の医療、訓練、研究、研修を一体的に行っている高度専門施設です。

地方支分部局

## ■ 地方厚生(支)局

厚生労働省の発足とともに、従来の地方医務局と地区麻薬取締官事務所が統合し、設置されたものです。福祉・医療関係の監視指導、健康保険組合や厚生年金基金の監督、麻薬などの取締りを行っています。

■ 都道府県労働局

都道府県労働局は、地域における総合労働行政機関としての  
任務を果たしています。

労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の上部機関として業務指導を行うとともに、雇用均等行政や労働者派遣制度の業務を実施しています。

■ 労働基準監督署

労働基準法などに定められた労働条件が守られるように監督を行っています。そのほか、賃金制度の改善、労働時間の短縮、労働災害の防止に向けた対策や、労働保険の給付を行っています。

## ■ 公共職業安定所（ハローワーク）

労働力の需給調整を図るために、求職者・求人者双方に対する相談・職業紹介や、雇用保険適用・給付事務及び雇用促進のための助成金支給などを行っています。